



## 「社会福祉法人白露会彦根乳児保育所」一般事業主行動計画

女性の活躍推進の取組みを着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組みを実施するよう努めることとされています。社会福祉法人白露会彦根乳児保育所におきましては、保育所に勤務する職員の仕事と子育ての両立支援について、行動計画を策定・実施し、認定を目指すことにより、職場と家庭の両立支援制度の浸透を図り、優秀な職員の定着や人材の確保につなげたいと考えています。

### 社会福祉法人白露会彦根乳児保育所 行動計画 (第1回)

◎子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

1. 計画期間 令和1年5月1日～令和4年4月30日までの3年間
2. 内 容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、雇用する職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

対策：本人と就労形態について面談し、勤務時間や身体への負担の配慮をなし、妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保を図る。  
(令和1年9月1日～)

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業及び健康保険法に基づく出産手当金給付、健康保険・厚生年金保険法に基づく保険料免除など諸制度の周知を行う。

対策：保育所は出産の予定を申し出た職員に対して出産・育児等に関する諸制度を説明する。また、必要に応じて、保育所の顧問社会保険労務士から当該職員に関連事項について説明を行う。  
(令和1年5月1日～)

目標3：育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

対策：保育所は育児休業をする職員に対して、定期的に保育所情報、保育業界の動向、復職後における必要な保育技術資料等を提供し、当該職員が職場にスムーズに復帰できる環境を構築する。  
(令和1年5月1日～)